

第5章 大綱・基本方針

第1節 大綱

史跡鹿兒島城跡は、中世の上山城跡を山城として、近世にはその麓に島津家が居城を整備して拡張され、さらに近代の西南戦争も経験した重要な城郭である。

また、山城部分は、鹿兒島市の市街地にありながら地域の自然植生を示す希有な森林植生相が残っている都市公園であり、国の天然記念物に指定されている。

さらに、史跡指定地の一角は、黎明館や県立図書館など「かごしま文化ゾーン」となっている。

県が策定した「かごしま未来創造ビジョン」では、「地域を愛し世界に通用する人材の育成、文化・スポーツの振興」を施策展開の基本方向の一つとし、「鶴丸城跡（現：鹿兒島城跡）の保全整備と国史跡への指定により価値や魅力の向上を図るとともに、御楼門及び同城跡を生かした地域づくりや観光資源としての活用を図る」としている。

また、市が策定した「第六次鹿兒島市総合計画」では、「豊かな個性を育み未来を拓く誇りあるまち」「文化財の適切な管理保全を行いながら、地域の歴史・文化資源を再評価・再発見できるよう、理解促進や魅力発信に取り組む」としている。

県及び市は、このような豊かな環境を確実に次世代に引き継ぐとともに、地域の理解と協力を得ながら、中・長期的観点からの保存・活用のための計画的・継続的な取り組みを進めなければならない。

これらのことを踏まえ、史跡鹿兒島城跡の保存・活用の大綱を次のとおり定める。

- ・ 史跡鹿兒島城跡を将来にわたり適切に保存管理し、次世代に確実に継承する。
- ・ 史跡鹿兒島城跡の調査・研究を継続して本質的価値の更なる掘り起こし等を行い、史跡鹿兒島城跡の価値や魅力の向上を図る。
- ・ 史跡鹿兒島城跡を訪れた人々が、安全に歴史的景観や自然景観に親しみ、その価値を理解できるよう、積極的な公開活用、整備及び情報発信を行う。



写真5-1 保全整備事業（H29）に伴う発掘調査の現地説明会



写真5-2 「県民の日」での石垣の現地説明

第2節 基本方針

本計画は、文化財保護法第109条に基づき、昭和6年（1931）に天然記念物「城山」及び史跡「城山」として指定され、令和5年（2023）に史跡のみ「鹿児島城跡」として追加指定及び名称変更された範囲を対象とする。

本計画の基本方針は、平成28年（2016）に県及び鶴丸城御楼門建設協議会が作成した「鹿児島（鶴丸）城跡保存活用計画」で示された方針を原則としつつ、令和2年（2020）に市が作成した「天然記念物及び史跡城山保存活用計画」で示された方針を参考に、次のとおり示す。

1 保存管理の基本方針

史跡鹿児島城跡の特色及び本質的価値を、天然記念物の本質的価値とともに、適切に保存管理し、地権者の理解と協力を得て追加指定を目指す。

2 活用の基本方針

調査等に基づく新たな情報を発信しつつ、地域の資産として、学習の場や観光資源など、広く来訪者や県民・市民に親しみと理解が得られる保存・活用策を充実させていく。

3 調査の基本方針

史跡鹿児島城跡については、絵図等や発掘調査の成果などをもとに、史跡周辺区域における遺構の残存状況等を確認しながら、その範囲を明確にし、本質的価値の向上を目指す。

4 整備の基本方針

- (1) 天然記念物の現状保存に配慮しつつ、遺構の保存と顕在化に努め、「中世上山城を城の中心とし、近世にはその麓が居城として拡張された」城跡及び「西南戦争を経験した」城跡の特色が伝わる整備を目指す。
- (2) 史跡本来の姿で保存することに努め、史跡鹿児島城跡に関する建造物や遺構の復元整備等を進めるに当たっては、各種の学術的な調査と検討会議等による検討を踏まえて慎重に実施する。
- (3) 上記項目の実施に向けて、史跡鹿児島城跡の保存・活用のための将来像を計画する。また、具体的な整備や復元の際は、専門家の検討を踏まえ、天然記念物との関連性も念頭に、城跡のどの時期の姿を目指すか定める。

5 運営・体制の基本方針

史跡鹿児島城跡の保存管理・整備活用においては、鹿児島県及び鹿児島市が連携して、主体となって維持管理を行うとともに、城跡の調査研究を長期的な展望をもって組織的かつ継続的に実施し、その成果に基づき、地域の理解と協力を得ながら取り組める仕組みや体制づくりを検討する。

第6章 保存管理の方法

第1節 日常的な保存管理

日常的な保存管理については、「天然記念物及び史跡城山保存活用計画」を踏まえて実施している県文化財保護指導委員や市担当職員による巡視に史跡の追加指定範囲を加えた巡視（堀については、県担当職員による巡視等）を基本とする。

特に石垣については、県担当職員が、石垣調査報告書及び石垣カルテによる定点観測を行い、石垣の変状等の把握、記録を行う。

また、石垣の変状等の把握については、より精度や効率のよい方法に関する情報収集や、それらの方法の採用について検討する。

巡視によって、き損及びそのおそれのある箇所や遺構の変状等を把握した場合、該当箇所の管理者等は、市及び県を経由して文化庁へ報告するとともに、当該箇所への立入禁止措置等の安全確保やき損や変状の拡大防止のための応急措置を行う。

第2節 計画的な修理の実施

石垣や土塁などの地表に露出している遺構（地表展示を含む。）や解説板など、経年劣化等により修理が必要な構成要素については、計画的に修理を行う。修理の際は、事前に発掘調査や文献調査等を行い、史跡の本質的価値を損なうことがないように注意して作業を行う。

なお、修理に際しては、天然記念物の保存にも十分に配慮することとする。

第3節 現状変更について

現状変更については、従前の計画どおり「調査及び整備のための場合を除き、原則として現状変更を認めない」ものとする。ただし、遺構の修復、安全対策のための設備及び既存施設の維持管理のために必要な設備の改修については、遺構の保存措置を取ることを前提に必要な最低限の現状変更を認めることとする。

特に、史跡と天然記念物の指定範囲が重複する区域については、現状変更の内容を確認するに当たり、史跡だけでなく天然記念物の保存への影響についても確認することとする。

ただし、当該区域内において、例えば下表のような、史跡又は天然記念物の保存に影響を及ぼすことが想定される状況が確認された場合は、専門家の検討や指導を踏まえた史跡の保存に必要な必要最小限の対応を取ることとする。

想定される事例	対応
天然記念物の倒木等により遺構をき損する恐れがある場合	遺構をき損する恐れのある樹木のみ伐採又は移植
天然記念物の繁茂によって遺構が視認できなくなる恐れがある場合	天然記念物の生育に支障のない範囲で遺構が視認できるよう剪定等
遺構の維持管理方法が天然記念物の保存に影響を及ぼす恐れがある場合	遺構の維持管理方法を再検討し、天然記念物の保存に影響を及ぼさない方法を採用

なお、現状変更の内容が文化財保護法施行令第5条第4項第1項の各号に示された内容である場合は、同施行令に則り、県教育委員会及び市教育委員会が協議し判断する。

市及び県は、文化財保護法第120条に基づき、管理に必要な標識、説明板、標柱及び注意札、境界標、囲いその他の施設の設置を早期に行う。

第4節 地区区分の設定及び地区毎の現状変更取扱い基準

本計画における対象区は約24haに及び、市有地、国有地（市管理）、県有地及び民有地である。このため、指定地を次の3地区に区分し、史跡及び天然記念物の保存を前提として、各地区の現状変更等の基本的な取扱い基準を次のとおり定める。

- A地区 史跡鹿兒島城跡及び天然記念物城山の指定範囲が重なっている範囲
- B地区 史跡鹿兒島城跡の指定範囲（A地区を除く。）のうち市有地（市管理地を含む。）及び県有地
- C地区 史跡鹿兒島城跡の指定範囲のうち民有地

なお、従前の計画では、「鹿兒島城の範囲」を基準として指定地外の取扱いについても記載しているが、本計画では、地区区分は、本計画の対象範囲に対して設定する。指定地外の取扱いについては、次節において整理する。

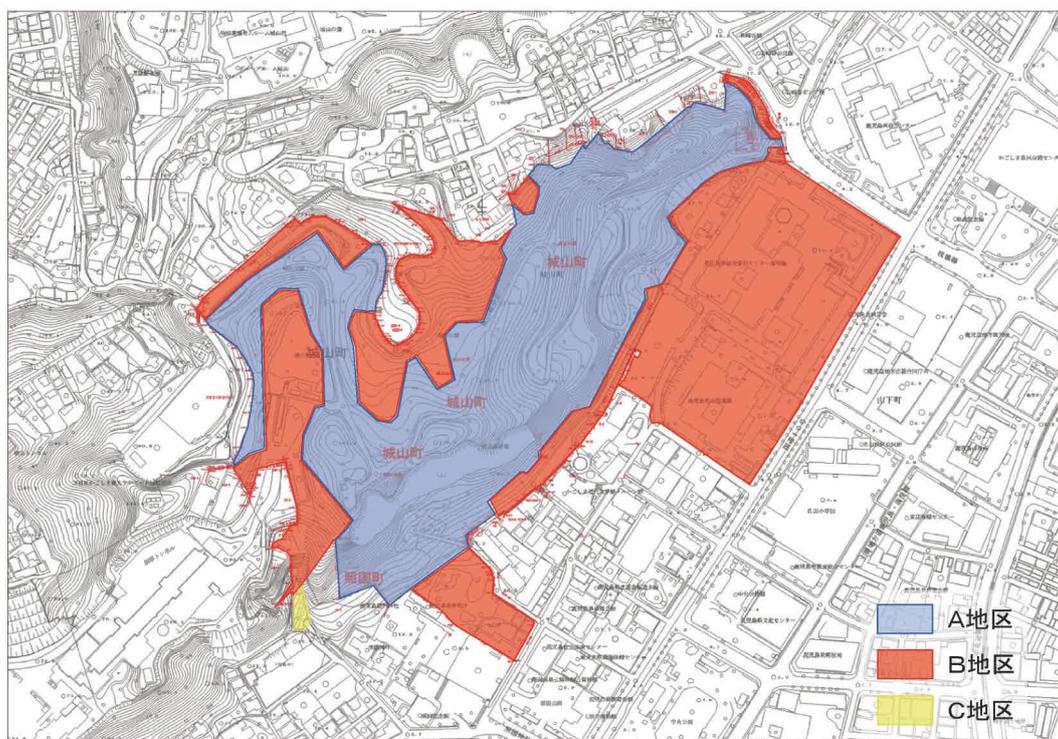


図6-1 保存管理地区区分図

表 6-1 現状変更取扱い基準（A地区）

	取扱い基準
	A地区
保存目的の発掘調査	史跡の研究・保存活用・整備に資するもので、遺構及び天然記念物の保存が計画された調査については認める。
整備事業	発掘調査、資料調査等の成果に基づく内容で、遺構及び天然記念物の保存が計画された事業は認める。 原則として、事前に国史跡鹿児島城跡保存活用専門家検討会議及び鹿児島市城山公園の保全及び活用に関する検討委員会の承認を得ることとする。
防災事業	自然災害等による史跡及び天然記念物のき損・衰亡の拡大防止措置として、史跡及び天然記念物の保存に配慮された事業は認める。 上記事業のうち遺構、地形や景観等への影響が懸念されるものについては、国史跡鹿児島城跡保存活用専門家検討会議及び鹿児島市城山公園の保全及び活用に関する検討委員会の承認を得ることとする。
地形の改変	原則として認めない。 ただし、史跡及び天然記念物への影響が軽微と判断される場合、保存目的の発掘調査・整備事業・防災事業に伴う一時的な改変については認める。
建築物の新築、改築、増築、除去	原則として認めない。 ただし、史跡及び天然記念物の保存管理・活用・整備に資するもの及び防災上必要なもので、史跡及び天然記念物、またそれらの景観への影響が軽微な場合は認める。 原則として、事前に国史跡鹿児島城跡保存活用専門家検討会議及び鹿児島市城山公園の保全及び活用に関する検討委員会の承認を得ることとする。 なお、除去については、事前に市教委及び県教委と協議の上、市教委及び県教委の担当職員の立会のもと行う。
工作物の新築、改築、増築、除去	解説板等史跡及び天然記念物の保存活用に資するもの、及び防災上または施設の維持管理上必要なものについては認める。 遺構、地形や景観等への影響が懸念されるものについては、国史跡鹿児島城跡保存活用専門家検討会議及び鹿児島市城山公園の保全及び活用に関する検討委員会の指導助言を得ることとする。 電柱、電線については、原則として新設を認めない。改修の際は、史跡及び天然記念物の景観に配慮したものとなるよう設置者に働きかける。 なお、除去については、事前に市教委及び県教委と協議の上、市教委及び県教委の担当職員の立会のもと行う。
仮設工作物の一時設置	防災又は災害復旧、もしくは史跡又は天然記念物の活用を目的としたイベント等における一時的な仮設工作物の設置は、イベント等の内容等を十分検討し、必要最小限の範囲で認める。 仮設工作物を設置する際は、杭打ちなど地下遺構及び天然記念物に影響を及ぼす行為は原則として認めない。ただし、安全対策上などやむを得ない場合で、地下遺構及び天然記念物への影響が軽微な場合に限り、必要最小限の範囲において認める
地下埋設物の設置、改修	史跡及び天然記念物の保存活用に資するもの及び防災上または施設の維持管理上必要なものは認める。 なお、計画地での事前の発掘調査等の結果、地下遺構や天然記念物が発見された場合は、これらを現状保存し、計画変更を図るものとする。
木竹の伐採、抜根、植栽	原則として認めない。 ただし、史跡及び天然記念物の維持管理上及び防災上やむを得ない場合は、規模や方法等に応じて鹿児島市城山公園の保全及び活用に関する検討委員会及び国史跡鹿児島城跡保存活用専門家検討会議の指導助言を得て実施する。 抜根は、遺構への影響がない、または遺構の保護措置を行った場合は認める。
市道の新設、拡幅、改修	原則として新設及び拡幅は認めない。 既設道路の維持管理のための改修等については、事前の発掘調査等を実施し、史跡及び天然記念物の保存に影響がない工法、材料の場合は認める。

表 6-2 現状変更取扱い基準（B、C地区）

	取扱い基準	
	B地区	C地区
保存目的の発掘調査	史跡の研究・保存活用・整備に資するもので、遺構の保存が計画された調査については認める。	
整備事業	発掘調査、資料調査等の成果に基づく内容で、遺構の保存が計画された事業は認める。 原則として、事前に国史跡鹿児島城跡保存活用専門家検討会議の承認を得ることとする。	
防災事業	自然災害等による史跡のき損・衰亡の拡大防止措置として、史跡の保存に配慮された事業は認める。 上記事業のうち遺構、地形や景観等への影響が懸念されるものについては、国史跡鹿児島城跡保存活用専門家検討会議の承認を得ることとする。	自然災害等による土地及び施設等の被災防止及び史跡のき損・衰亡の拡大防止措置として、史跡の保存に配慮された事業は認める。 上記事業のうち遺構、地形や景観等への影響が懸念されるものについては、国史跡鹿児島城跡保存活用専門家検討会議の承認を得ることとする。
地形の改変	原則として認めない。 ただし、史跡への影響が軽微と判断される場合、保存目的の発掘調査・整備事業・防災事業に伴う一時的な改変については認める。	自然災害等による土地及び施設等の被災防止及び史跡のき損・衰亡の拡大防止措置として、史跡の保存に配慮された事業は認める。遺構、地形や景観等への影響が懸念される場合は、国史跡鹿児島城跡保存活用専門家検討会議の承認を得ることとする。
建築物の新築、改築、増築、除去	原則として認めない。 ただし、史跡の保存管理・活用・整備に資するもの及び防災上必要なもので、史跡及び天然記念物、またそれらの景観への影響が軽微な場合は認める。 原則として、事前に国史跡鹿児島城跡保存活用専門家検討会議の承認を得ることとする。 なお、除去については、事前に市教委及び県教委と協議の上、市教委及び県教委の担当職員の立会のもと行う。	新築については、原則として認めない。 既存建物の改築・増築・除去については、現状変更について、事前に市教委及び県教委と協議する。
工作物の新築、改築、増築、除去	解説板等史跡の保存活用に資するもの、及び防災上または施設の維持管理上必要なものについては認める。 遺構、地形や景観等への影響が懸念されるものについては、国史跡鹿児島城跡保存活用専門家検討会議の指導助言を得ることとする。 電柱、電線については、原則として新設を認めない。改修の際は、史跡景観に配慮したものとなるよう設置者に働きかける。 なお、除去については、事前に市教委及び県教委と協議の上、市教委及び県教委の担当職員の立会のもと行う。	
仮設工作物の一時設置	防災又は災害復旧、もしくは史跡の活用を目的としたイベント等における一時的な仮設工作物の設置は、イベント等の内容等を十分検討し、必要最小限の範囲で認める。 仮設工作物を設置する際は、杭打ちなど地下遺構に影響を及ぼす行為は原則として認めない。ただし、安全対策上などやむを得ない場合で、地下遺構への影響が軽微な場合に限り、必要最小限の範囲において認める	
地下埋設物の設置、改修	史跡の保存活用に資するもの及び防災上または施設の維持管理上必要なものは認める。 排水溝等、既存設備の維持管理に必要な改修は、遺構の保存を前提に認める。 なお、計画地での事前の発掘調査を実施し、地下遺構が発見された場合は、これらを現状保存し、計画変更を図るものとする。	
木竹の伐採、抜根、植栽	伐採については、史跡の維持管理、保存活用上及び防災上必要な範囲において認める。 抜根は、遺構への影響がないこと、または遺構の保護措置を行った場合は認める。 植栽は原則として認めない。	
市道の新設、拡幅、改修	原則として新設及び拡幅は認めない。 既設道路の維持管理のための改修等については、事前の発掘調査等を実施し、史跡の保存に影響がないことが確認できた場合は認める。	

第5節 指定地外における本質的価値に関連する構成要素

検討会議の検討を踏まえて絵図等から想定した「鹿児島城の範囲」について、周知の埋蔵文化財包蔵地になっているのは6か所である。市及び県は、土地所有者の理解のもと、機会をとらえて発掘調査等を実施して地下遺構等に関する情報収集を行い、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲の検証・修正及び新規の埋蔵文化財包蔵地の把握と周知に努めるものとする。

また、絵図や遺物など史跡鹿児島城跡の関係資料の管理者は、引き続き適切な保存管理に努めるものとする。

第6節 中心市街地における景観の保全

現在、史跡指定地の一部（黎明館、県立図書館及び探勝園）は、市が定める「鹿児島市中心市街地活性化基本計画」において位置付けられている「歴史・文化ゾーン」に含まれているとともに、「歴史と文化の道地区景観計画」によって建築物の建築等について景観形成基準を設けている地域である。

市の関係機関は、今後も上記計画等に基づき都市基盤整備等が計画された場合には、史跡及び天然記念物の文化財的価値を踏まえた修正がなされるよう努めるものとする。

第7節 構成要素ごとの保存管理方法

1 本質的価値の構成要素

分類	種別（上段）及び構成要素（略述）	保存管理の概要
「城山」地区	本丸、二之丸跡 ・土塁、曲輪、切岸、空堀 ・西南戦争の堡塁跡	<ul style="list-style-type: none"> 地下に保存されている構成要素 これらの構成要素は、地下に保存されていることから、保存管理方法としては現地保存を基本とし、定期的な巡視により自然災害や人為的な原因による露出や崩壊の早期発見に努める。 地表に露出している構成要素 これらの構成要素は、地表に露出しているために破損等の懸念があるが、排水溝など現在の日常生活に使われている遺構もあることから、保存管理の方法としては、目視による定期的な巡視を基本とする。 <p>※ただし、石垣については、平成29年度以降、ゲージを設置して定期的（2～3か月に1回）に実施している経過観察及び災害発生時（豪雨、地震や事故等）の臨機的観察とともに、堀を含めた日常的な維持管理（清掃、樹木等管理（着生植物の除去等）、堀の水位観察・水生植物等管理）を実施するなかで、変状等の早期発見に注意する。</p> <p>さらに、これらの観察結果については、記録に残すとともに、必要に応じて、令和5年に作成した「石垣カルテ」の内容の追加・更新に用いることとする。</p>
	大手口 ・地下遺構、石段、排水溝	
	登城道 ・石段、排水溝、枡形	
	水利施設 ・近衛の水、市道沿いの湧水	
	急峻に切り立つ旧地形 ・切岸に利用された急斜面	
	本丸跡 ・地下遺構、礎石等 ・石垣及び背面構造 ・排水溝、本丸御庭の石材等	
二之丸跡 ・外御庭等の地下遺構 ・石垣及び背面構造 ・探勝園の園地		
両地区共通	遺物等 ・茶道具、陶磁器、石材、瓦 ・黎明館所蔵の鹿児島城跡関係資料 ・西南戦争で使用された砲弾・銃弾等	<ul style="list-style-type: none"> 所有者又は管理者は、これまで実施してきた管理方法を継続し、引き続き適切な維持管理に努める。
	地形、地質 ・火山灰台地 ・火砕流堆積層、城山層	<ul style="list-style-type: none"> 地質的に、史跡及び天然記念物のき損や変状が発生しやすいため、定期的な巡視に加えて豪雨等の自然災害が発生した場合は、臨時の巡視も行い、き損等の早期発見に努める。 き損等を発見した場合は、作業の安全を確保した上で、き損の拡大防止や崩落土砂等の撤去など、必要な応急措置をとる。

2 本質的価値に準じる価値の構成要素

分類	種別（上段）及び構成要素（略述）	保存管理の概要
「城山」 地区	本丸、二之丸跡 ・西郷軍本営跡 ・植生（天然記念物）	<ul style="list-style-type: none"> 目視による定期的な巡視を行い、構成要素の劣化や汚損等の早期発見に努める。 また、劣化等を発見した場合、必要に応じて応急措置をとる。
	大手口	
	登城道 ・植生（天然記念物）	
	水利施設 ・植生（天然記念物）	
「居館」 地区	本丸跡	
	二之丸跡	
両地区共通	城絵図・城下町絵図等 ・鹿児島城跡関連文書 ・城絵図・城下町絵図・錦絵 ・古写真	<ul style="list-style-type: none"> 所有者又は管理者は、これまで実施してきた管理方法等を継続し、引き続き適切な維持管理に努める。

3 本質的価値以外の構成要素

分類	種別（上段）及び構成要素（略述）	保存管理の概要
「城山」 地区	本丸、二之丸跡 ・石仏十三体、行幸記念碑、中芬義芳碑	<ul style="list-style-type: none"> 目視による定期的な巡視を行う。 劣化等が確認された場合は、設置者等に連絡し、対応を依頼する。
	・解説板 ・市道及び関係施設 ・便益施設、駐車場、商店等	
	大手口 ・砂防ダム	
	登城道 ・フェンス、解説板	
	水利施設 ・解説板	
	急峻に切り立つ旧地形 ・治山施設	
	「居館」 地区	
二之丸跡 ・三公銅像、ニコラス殿下碑等 ・県立図書館		

4 指定地外における本質的価値に関連する構成要素

分類	種別（上段）及び構成要素（略述）	現 状	課 題
「城山」 地区周辺	本丸、二之丸跡 ・上山城跡 ・新照院口、岩崎谷口等 ・西郷洞窟、西南戦争の堡壘跡等 ・西郷隆盛終焉の地 ・城山ホテル鹿児島	宅地造成工事規制区域	<ul style="list-style-type: none"> 発掘調査、資料調査等の実施による遺構等の確認 周知の埋蔵文化財包蔵地の見直し、新規設定
	大手口	宅地造成工事規制区域、都市公園	<ul style="list-style-type: none"> 未指定範囲の、史跡（及び天然記念物）への追加指定
	登城道 ・石段、排水溝	市道照国神社上線、都市公園、森林地域、宅地造成工事規制区域	
	水利施設	都市公園、保安林、宅地造成工事規制区域	
	急峻に切り立つ旧地形	都市公園、保安林、宅地造成工事規制区域、急傾斜地崩壊危険区域	
「居館」 地区周辺	本丸跡 ・御厩跡 ・南北の堀 ・鹿児島医療センター	宅地造成工事規制区域、景観計画区域	<ul style="list-style-type: none"> 発掘調査、資料調査等の実施による遺構等の確認 周知の埋蔵文化財包蔵地の見直し、新規設定 施設の取扱い
	二之丸跡 ・外御庭等の地下遺構 ・石垣及び背面構造 ・探勝園の園地		
「城下」 地区周辺	<ul style="list-style-type: none"> 名山遺跡、垂水・宮之城島津家屋敷跡、鹿児島城跡（犬追物馬場・火除地）、造士館・演武館跡 南北の堀 など 	一部、周知の埋蔵文化財包蔵地	<ul style="list-style-type: none"> 発掘調査、資料調査等の実施による遺構等の確認 周知の埋蔵文化財包蔵地の見直し、新規設定

第7章 活用の方法

第1節 鹿兒島城の本質的価値を理解するための活用

史跡全体の活用の方向性としては、次の点を基本とする。

なお、従前の計画においても、調査研究に基づく情報発信、地域資産・観光資源や学習の場などの活用方針が示されている。

史跡鹿兒島城跡の本質的価値である3つの要素や城山部分と居館部分とが一体となった、中世以来の屋形造りを範として天守を築かない城づくりを行っていたことについては、潜在化している遺構等を含め、第2節や第3節に挙げる取組を通して、県民・市民がイメージできるように様々な取組を行う。

石垣については、安全面や管理面等を考慮しつつ、石垣の特徴、構築技術や西南戦争の痕跡など、史跡鹿兒島城跡の本質的価値の顕在化・情報発信に努める。

県及び市は、修復及び整備等に伴う発掘調査、文献等の資料収集やフィールドワーク等による史跡及び天然記念物に関する調査の成果を報告書にまとめるとともに、適宜、シンポジウム、展示や講座等の開催を通して広く県民・市民に公開し、その本質的価値に関する理解増進が得られるように取り組む。

第2節 観光資源としての観点からの活用

史跡鹿兒島城跡は、面積が広大で指定地内に天然記念物もあることから、解説板等は、統一的なデザインを採用するとともに、調査・研究の進展に伴い随時更新して、県民・市民等の理解が進むよう努めるものとする。

石垣については、「意匠・形態」、「技術・技能」、「材料・材質」、「機能・用途」、「精神性」の5つの属性に基づき、石垣から読み取ることのできる史跡鹿兒島城跡の本質的価値について、正確に情報提供する。

史跡内、及び史跡と黎明館等ガイダンス施設との導線や周遊ルートについては、既に市道城山登山線等が整備されていることや、天然記念物の保存の点から、当面は現状の設備を用いて活用することとする。

ただし、整備等に向けた発掘調査の成果によって活用のために新たな周遊ルートを設定する必要が生じた場合には、史跡や天然記念物の保存と調整しつつ、ルートを設定する。

ガイドブック、県及び市のホームページ等のSNSや鹿兒島城VRアプリ等における内容の更新や多言語化とともに、ボランティアへの研修等の充実を図り、周知広報の充実を図る。

史跡鹿兒島城跡は、本県の日本遺産「薩摩の武士が生きた町～武家屋敷群「麓」を歩く～」の構成文化財となっていることから、この事業を利用した活用に取り組むこととする。

黎明館及び県立図書館は、関連する資料や遺物の展示など、史跡の理解増進を具体的に担うガイダンス施設としての機能を有するものとする。

県及び市は、県立博物館や市立美術館など「かごしま文化ゾーン連絡会」等と連携

して「歴史・文化ゾーン」の活用に取り組む。また、「かごしま文化ゾーン連絡会」構成施設においても、企画展示など各施設の設置目的等と史跡及び天然記念物との関連を探り、その成果を史跡等の理解増進に繋げるなどの取組を行う。

史跡鹿児島城跡の本質的価値のひとつである「日本の近代化の証左」については、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」と関連する部分があることから、関連諸機関と連携して活用に取り組む。

第3節 学校教育・生涯学習・地域連携の観点からの活用

県立博物館など「かごしま文化ゾーン連絡会」の事業を通して、史跡や天然記念物を生かした郷土に誇りを持つ心の醸成に取り組む。特に、史跡に隣接する学校では、史跡を使った体力作りなどが従来から行われているため、引き続き協力する。

また、学校や利用者の了解が得られた場合は、活用の一例として利用方法などを発信する。

遠足など教育旅行についても、黎明館など「かごしま文化ゾーン連絡会」構成機関で積極的に受け入れる。その際、VRアプリを活用した紹介や史跡鹿児島城跡を巡る展示解説コースの設定などにより、史跡鹿児島城跡の理解増進に努める。

石垣については、往時の技術（伝統的技法・在来工法・道具等）が県民・市民に理解できるよう工夫を行うとともに、これら技術を継承する場としても史跡鹿児島城跡の石垣を活用できるようにする。

また、石垣の石材であり地域を代表する石でもある溶結凝灰岩について、地学的関心を育む場としての活用も図る。

「天然記念物城山」については、近世の植樹、近代以降の戦火や火災を経ながら希少な森林植生相が保存されてきたことなど、史跡と天然記念物の関係について県民・市民の理解増進が得られるように取り組む。

第4節 中心市街地における街づくりの観点からの活用

現在、史跡指定地の一部（黎明館、県立図書館及び探勝園）は、鹿児島市が定める「鹿児島市中心市街地活性化基本計画」において位置付けられている「歴史・文化ゾーン」に含まれているとともに、「歴史と文化の道地区景観計画」によって建築物の建築等について景観形成基準を定めている地域である。

鹿児島市の関係機関は、上記計画に基づく事業が実施される場合には、視点場からの眺望の確保など、引き続き史跡及び天然記念物の文化財的価値に配慮されたものとなるよう努めるとともに、上記計画が修正される場合には、史跡及び天然記念物の文化財的価値を踏まえた修正について検討するものとする。

また、「歴史・文化ゾーン」に含まれる県の各施設は、市の計画及び計画に基づき実施される諸事業に各施設の設置規則等の範囲内で協力するに当たり、諸事業の内容が史跡景観及び天然記念物保全の向上等に著しく寄与するものである場合は、事業への協力のため、必要に応じて設置規則等の修正等について検討する。

第8章 調査の方法

第1節 調査の方針及び主な対象

1 基本方針について

史跡鹿児島城跡は、指定範囲が広大で構造や変遷について詳細が解明されていない部分が多いため、検討会議の指導や文化庁の助言のもと、測量調査、発掘調査や資料調査を計画的かつ継続的に行い、潜在化しているものが多い城跡の構造や変遷の詳細について遺物や資料等とともに分析し、史跡の本質的価値などの維持向上を目指す。

2 指定地について

令和6、7年度に実施した測量調査及び縄張調査の成果をもとに、整備計画と調整しつつ指定地内での発掘調査を計画的に行う。

特に、城山部分については、山城の構造や上山城跡からの変遷の解明及び近代以降の変遷など、居館部分については、絵図等の内容の確認・照合、黎明館及び県立図書館の建設時に実施された発掘調査に係る遺構や幕末の近代化事業に伴う遺構の残存状況等の把握、近代以降の変容の解明などを目的とする。

探勝園については、遺構等の残存状況が不明であることから、計画的に発掘調査を進め情報の収集に努める。

3 石垣について

石垣の修復・復旧整備等を行う場合は、「石垣」という史跡鹿児島城跡の本質的価値の構成要素を正しく把握するために、安全上可能な限り事前の発掘調査等を行い背面を含めた構造等の把握・情報収集に努める。

石垣の発掘調査は、石垣調査報告書第5章の内容を踏まえ、検討会議や文化庁の指導助言のもと、慎重に実施することとする。

地下水位の調査を再開し、石材等に及ぼす影響等について調査分析を行う。

4 遺構及び遺物等について

保存や整備目的で行う発掘調査によって発見された遺構は、必要最低限の調査等を行い現地保存する。また、調査に伴う遺構の掘削は、必要最小限に止めるものとする。

上記調査によって出土した遺物や記録図面類は、調査実施機関が遺失物法や著作権法等など保管等に必要な法令等に基づく手続を行い、適切に保存し管理する。

5 資料（文献・絵図等）について

資料調査については、黎明館や県立埋蔵文化財センターが令和3年度にまとめた鹿児島城跡に関する総括報告書や、石垣調査報告書における資料調査の成果も踏まえて、黎明館が主体となって県立図書館等と連携して計画的かつ継続的に収集や分析を行い、発掘調査成果等との比較研究等を実施する。

6 調査成果の取扱いについて

調査実施者は、検討会議や文化庁の指導等に基づき、調査終了後は速やかに資料等の分析や研究を行い報告書等にまとめて公表するものとする。

7 史跡鹿児島城跡への追加指定について

各種調査の結果判明した城跡の範囲のうち、遺構が良好に残っている文化財未指定区域については、土地所有者の理解等条件が整った区域について追加指定を目指すものとする。

場合によっては、追加指定に向けた手続を開始する前に、県教育委員会が当該区域を周知の埋蔵文化財包蔵地に決定したり「指定相当の埋蔵文化財」に登録することを検討する。

第2節 調査の役割分担の整理

第1節に挙げた調査等は、検討会議など専門家の指導のもと、担当者会議の事務局が黎明館、県立埋蔵文化財センター、市教育委員会と調整し、これら3機関が連携して実施することとする。



写真8-1 上：本丸大奥跡（県埋セ2022）、
下左：石垣変状調査、下右：鹿児島城跡出土瓦（県埋セ2022）

第9章 整備の方法

第1節 史跡整備の全体の方向性について

史跡鹿児島城跡の本質的価値である3つの要素が、県民・市民に理解される整備を目指す。中でも、居館部分と城山部分とが一体となって城郭を形成していることについては、県民・市民が理解できるよう特に工夫する。

整備に際しては、天然記念物城山の保存活用計画等を踏まえるなど、天然記念物の保存対策にも配慮することとする。

第2節 来訪者や地域住民が親しみ活用するための整備

1 活用のための整備

「城山」地区については、天然記念物の指定地を含むこと等を踏まえ、既存の市道（散策路）や施設を最大限活用しつつ、専門家からの指導助言や関係機関との協議等に基づき、見学地等の安全対策と天然記念物の保存及び遺構の顕在化との両立を目指した整備を行う。

「居館」地区については、最近の発掘調査成果等をもとに庭園等の施設の復元に取り組む。

「鹿児島城跡」としての一体的な展示・解説については、統一的な解説板のデザインや設置場所の検討、測量調査で得られた3次元データを用いた立体模型の作成と適切な場所への設置やVR技術による解説など、県民・市民等の理解増進に向けた整備を行う。

整備する時期や遺構の内容等については、発掘調査や資料調査等の成果に基づき、検討会議等の意見を踏まえて設定する。

なお、鹿児島城跡に関する遺構等を復元整備する場合は、当面の間、現存する資料等に基づき幕末頃を基準とする。

史跡鹿児島城跡の歴史的建造物を建設することとなった場合は、資料が少ないことから、御楼門建設の場合と同様、専門家による委員会等を設置した上で、資料と発掘調査成果、予定地への耐圧試験等の史跡の保存に必要な試験や現存する関連建造物の情報などをもとに慎重に検討し、地下遺構や石垣等の保存への影響を回避しつつ建設するものとする。

また完成後は、建造物の内部も見学等に活用できるよう法的かつ技術的な対策を講じる。

黎明館、県立図書館については、本県の文化施設の中核であるとともに、鹿児島城に関する資料の保管・展示を行う施設としての役割を担っている。

今後両施設の老朽化等に伴う建替等の時期が来た際には、新たなガイダンスの方法や施設の取扱いについて検討することとなる。

2 保存のための整備

まず、石垣調査報告書の危険度評価を基に、維持管理のための整備を行う。石垣各面の3次元測量等を実施して現状を把握するとともに、必要な箇所について発掘調査を実施して背面を含めた構造や技法等に関する情報を収集し、確実な復元整備を実施できるように備える。石垣や石垣周辺に生育している樹木についても、倒木による人命財産への被害や石垣崩壊等の誘発についての懸念があるため、樹木の専門家の意見を踏まえ、必要に応じて伐採等を行う。

その上で、石垣調査報告書で「危険度が高い」と判定された石垣について、優先して修復整備を行う。

修復整備を行う際は、本質的価値の保存に万全を期するため、可能な限り伝統的な技法や在来工法により実施する。使用石材については、可能な限り旧材を用い、やむを得ない場合を除いて旧材に対する加工・補修は避ける。また、やむを得ず新材を用いる場合は、専門家の検討を踏まえ旧材と同質の材を用いることとする。その際は、旧材と区別できるようにする。

これらの作業は、整備報告書にまとめるとともに石垣カルテに記入し、整備記録として災害発生時の原因究明や将来の再整備等に備える。

「城山」地区など自然災害に伴う斜面崩落への対応としては、地質の特性上、城の構造や地形の維持等を目的とした予防的な法面保護工事が難しいことから、崩壊箇所の復旧（侵食防止のみ）を基本とする。予防的な工事を行わないことの次善策として、管理者は、定期的な巡視や災害担当部局の報告などにより危険個所の情報収集に努めるとともに、収集した危険個所について現地表示を行い、県民・市民への注意喚起を行う。復旧工事は、崩壊箇所の管理者が、事前に文化庁長官の許可を得た後、県及び市の文化財担当部局職員の指導・立会の下で行う（崩壊箇所が兼用工作物であった場合は、そのいずれか効用の大きい施設の管理者が工事を行う。）。なお、崩落の予兆等が確認できた場合は、関係機関と対応について協議する。



写真 9-1 鹿児島城（本丸）の想定再現模型



図 9-1 本丸庭園のCG再現